平成２３年（フ）第２９号
愛知県江南市飛高町泉115番地１
債務者　井原　佳代
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３５号
愛知県一宮市北小渕1457番地
債務者　田島　富代
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１５号
三重県多気郡明和町大字新茶屋443番地19、前住所福岡県福岡市南区花畑２丁目22番24号
債務者　中西　幸江（旧姓岸原）
１　決定年月日時　平成23年２月10日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１９号
三重県多気郡多気町相可38番地１
債務者　松井　功介
１　決定年月日時　平成23年２月10日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第２０号
三重県多気郡明和町大字新茶屋13―１、住民票上の住所岐阜県高山市千島町98番地３
債務者　山崎　りえ
１　決定年月日時　平成23年２月10日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１６０５号
堺市東区白鷺町３丁20番３号、前住所奈良県北葛城郡上牧町米山台１丁目６番13号
債務者　秋田　智則
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６０６号
堺市東区白鷺町３丁20番３号、前住所奈良県北葛城郡上牧町米山台１丁目６番13号
債務者　秋田喜代美
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６４６号
堺市中区深井沢町3160番地　マイネハイマート深井202号、申立時の住所堺市中区平井947番地３
債務者　片岡　泰子
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６４７号
堺市中区深井沢町3160番地　マイネハイマート深井202号、申立時の住所堺市中区楢葉22―１　ミラン・ロワイヤルⅡ302号室
債務者　片岡　一郎
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８３８号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番10―507号、前住所大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番10―201号
債務者　上田　美加
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８４２号
大阪府河内長野市緑ケ丘中町８番21号、前住所堺市東区西野537番地13
債務者　三木　厚子
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８７６号
堺市南区三原台１丁３番38―110号
債務者　中村　恵崇
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９０３号
大阪府柏原市国分西２丁目５―41　センチュリーハイツ306号、住民票上の住所大阪府柏原市旭ヶ丘１丁目４番12号
債務者　髙原　　修
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９２２号
堺市中区土塔町79番地５　クリスタル206号
債務者　矢尾　竜二
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９３４号
堺市西区鳳南町５丁486番地７　ルイシャトレ鳳608号
債務者　上田麻里亜（旧姓宮城）
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９７７号
大阪府柏原市大県１丁目10番24号
債務者　ぱーま屋さんちゃおこと　西山　昭年
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２００５号
堺市南区原山台５丁３番２―604号
債務者　新島由佐雄
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係